

事 務 連 絡

平成 18 年 8 月 31 日

事 業 者 様

扶桑町長 江 戸 満

談合等不正行為に対する契約解除・損害賠償請求条項の契約約款等への記述
について

談合その他不正行為に対する抑止力を高めることを目的として、契約書約款に談合等不正行為に対する契約解除及び損害賠償請求に関する条項を追加し、平成 18 年 9 月 1 日以降発注分より実施します。

記

1. 対象となる契約の範囲

工事請負・物品購入・業務委託の全ての契約を対象とします。

2. 対象となる契約の方法

競争入札及び随意契約

3. 損害賠償請求を行うとき

(1)本町との契約において、独占禁止法違反により公正取引委員会の課徴金納付命令等が確定したとき。

(2) 本町との契約において、談合など競売等妨害（刑法第 9 6 条の 3）及び贈賄（刑法第 1 9 8 条）の刑が確定したとき。

4. あらかじめ取り決める損害賠償額

契約金額の 1 0 %（ただし、本町が実際に受けた損害額がこれを超える場合には、その超える分の損害も請求できるものとします。）